

江東区保育費用徴収条例 新旧対照表

現行	改正案
本則 （略） 別表第 1 （第 3 条関係） (略) 備考 1 ～ 4 （略） 5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。 別表第 2 （第 3 条関係） (略) 備考 1 ～ 4 （略） 5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。 別表第 3 （第 3 条関係） (略) 備考 1 ～ 6 （略） 7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。 別表第 4 （略）	本則 （略） 別表第 1 （第 3 条関係） (略) 備考 1 ～ 4 （略） 5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により、<u>里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）</u>に委託されている児童に係る保育料は、免除する。 別表第 2 （第 3 条関係） (略) 備考 1 ～ 4 （略） 5 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により、<u>里親又はファミリーホーム</u>に委託されている児童に係る保育料は、免除する。 別表第 3 （第 3 条関係） (略) 備考 1 ～ 6 （略） 7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により、<u>里親又はファミリーホーム</u>に委託されている児童に係る保育料は、免除する。 別表第 4 （略） 附 則 この条例は、公布の日から施行する。